

食品等の取引の適正化を促進する食料システム法が、令和8年4月1日に施行されました

食料の安定供給を将来にわたって維持するために皆さんに知っておいてほしいこと

はじめに

近年、生産コストの増加や必ずしも合理的ではない商慣習など様々な課題が重なり、持続的な食料供給が難しい状況が続いてきました。

そうした中で、持続的な食料供給の実現のため、食料システム法(※)では取引の適正化のための努力義務を定めています。

(※) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成33年法律第59号)

食料システム法の努力義務

- 1 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議すること
- 2 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合、必要な検討・協力すること

努力義務の適用対象

① 飲食料品等事業者等同士が行う、② 飲食料品等の売買その他の取引が対象です。

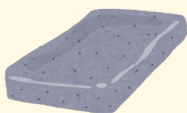
☑ 営利目的かどうかを問わず、反復継続的に飲食料品等の生産・製造・加工・流通・販売を行っていれば対象です。

【飲食料品等の定義】

食品等のうち、①飲食料品及び②その原料又は材料として使用されるもの(農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。)をいいます。

① 飲食料品
(主にそのまま又は調理して食べるもの)

例)



こんにゃく



牛乳



野菜、肉、魚など

② 飲食料品の原料又は材料として使用されるもの(農林水産物由来のみ)

例)



こんにゃく芋
(こんにゃく粉)



茶葉



生乳

努力義務の実施状況に対する判断基準

努力義務が果たされているかを判断する基準となる行動規範のことを判断基準といいます。令和8年1月30日公布の農林水産省令では、以下の判断基準が定められました。

努力義務	判断基準
①取引条件に係る誠実協議	①協議の速やかな開始 ②資料の尊重(公的統計・コスト指標(※)等) ③一方的な決定の禁止
②商慣習等に係る検討・協力	①提案を速やかに検討し、協力を行うこと
①②共通	①協議の申出のみを理由とした不利益取扱いの禁止 ②検討結果の説明

(※)コスト指標とは

通常取引では費用が認識しにくい飲食料品等として、農林水産大臣が指定した品目(指定品目)を対象に、認定を受けた団体(コスト指標作成等団体)が、生産、製造、加工、流通又は販売など食料供給の各段階に要する費用を示す「コスト指標」を作成・公表します。

- ✓ コスト指標は事業者間の取引条件の協議において参考として活用していただくことが可能です。
- ✓ 令和8年4月1日施行の農林水産省令では、以下の5品目が指定品目として指定されています。



米穀



野菜



豆腐



納豆



飲用牛乳
(成分調整牛乳を除く。)

- ✓ コスト指標作成等団体については、農林水産省ウェブサイトをご確認ください。
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/ninteidantai.html>



努力義務違反となりうる事例

ここでは努力義務違反となりうる事例の一例を記載しています。この事例に該当しないからといって、努力義務違反にならないとは限りません。

①取引条件に係る誠実協議

①協議の速やかな開始

- 「今は繁忙期なので協議できません」と取り合わず、1か月以上放置した。

価格を引き上げたい。

今、忙しいので協議なんてしている暇はないです。取引価格はこれまで通りにさせていただきますね。

②資料の尊重

- 公的統計でコスト上昇を説明されたが、算出困難なデータを求め、「それはなければ一切協議しない」と拒否した。

※必要な限度において追加の情報を求めることは努力義務違反には当たりません。

価格を引き上げたい。
(公的統計で根拠を説明)

もっと細かいデータを出してくれないなら、一切協議には応じません。

③一方的な決定の禁止

- 協議の申出があったが、従来 of 金額で一方的に振り込み、納品を要求した。

協議の申出があったけど、今までどおりの金額で振り込んだら、受け入れて納品するしかないだろう。



②商慣習等に係る検討・協力

①速やかな検討・協力

- 3分の1ルールの見直しについて提案があったが、他社は3分の1ルールに則って納品してもらっていることを理由として、検討することなく取り合わなかった。

3分の1ルールを見直してほしい。

他にも同じルールで納品してるんだから文句言わずに対応してください。

- 加工食品の発注から納品までの期間を延長することについて提案を受けたが、「検討結果は連絡します。」と回答したまま数か月が経過。提案者から何度か確認の連絡があったが、回答せずに従前どおり発注を行っている。

提案されてから何か月も経ってるけど、「検討中です」って言うておいて、今までどおりの納品期限で納品させよう！



努力義務①②共通

①協議の申出のみを理由とした不利益取扱いの禁止

- 今まででは言い値で取引(購入/販売)ができていたのに、取引価格の協議の申出をしてきたので、申出をするなら取引を止めると示唆して、申出を取り下げさせた。

取引価格について協議したいです。

取引価格に口挟むんだったら、もうこれ以上おたくとなんか取引しないですよ？

②検討結果の説明

- 取引価格を引き上げたいと根拠を示して協議の申出があったが、社内で検討した結果、据え置きとすることに決定したので、取引の相手方に対して、受け入れ不可の旨のみ回答した。

検討するのも面倒だから、「受け入れられません」とだけ回答しておこう。



事案処理手続

農林水産本省、各地方農政局等に配置したフードGメンが、情報受付窓口の設置、食品等取引実態調査による情報収集を実施しています。

把握した情報等をもとに、努力義務違反が疑われる場合には、必要に応じて指導・助言、勧告・公表、公正取引委員会への通知を実施します。

措置	行政指導指針
助言	努力義務違反の 疑いがある 場合
指導	努力義務違反があったと 疑うに足りる相当な理由がある 場合(契約書・商談記録等の裏付けがある場合等)
勧告	努力義務に対する措置の実施状況が 著しく不十分 であり、努力義務違反が 明らか である場合(指導後も同様の努力義務違反が確認された場合、組織的に努力義務違反を行ったことが確認された場合等)
公表	勧告に従わなかった 場合(事業者名・違反内容等を公表)

努力義務違反かも？と思ったら

農林水産省ホームページに情報受付窓口を設置し、努力義務違反の疑いがある事業者についての情報を常時受け付けています。

努力義務違反の疑いがある場合は、こちらに御連絡ください。
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/zyouhou.html>



お問い合わせ先

担当部署	電話番号	担当する都道府県
本省 新事業・食品産業部	03-6744-2278	—
北海道農政事務所 事業支援課	011-330-8810	北海道
東北農政局 食品企業課	022-221-6146	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局 食品企業課	048-740-0151	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局 食品企業課	076-232-4149	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 食品企業課	052-746-6430	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 食品企業課	075-414-9024	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局 食品企業課	086-222-1358	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 食品企業課	096-300-6368	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 食料産業課	098-866-1673	沖縄県